

# 畜産バイオマスエネルギー導入促進事業業務委託仕様書

## 1 事業の目的

本県は、令和5年3月に策定した「再生可能エネルギー導入ビジョン2023」において、本県の多様で豊かな資源を最大限に活用し、バイオマスなどの再生可能エネルギーの導入を促進することとしている。

また、畜産バイオマス資源は県内に点在し、地域におけるエネルギー需給や営農体系等の相違から事業成立条件が多種・多様であるため、具体的な事業化がなかなか進まないのが現状である。

このため、畜産バイオマスエネルギー利用に係る情報を調査・整理し、事業者や畜産農家等へ提供することで、畜産バイオマスエネルギー利用の拡大及び活性化を図る。

## 2 委託業務の内容

上記事業目的を踏まえ、以下の業務を実施する。

また、業務の実施に当たり、より効果的な成果を得るための新たな提案は、これを妨げない。

### (1) 普及啓発

- ・ 畜産バイオマスに関する理解醸成を図るため、メタン発酵ガス化発電についての講演や他県の取組の紹介、これまでの本県の取組の紹介等を実施する勉強会を事業者や畜産農家、の方々等を対象として実施し、畜産バイオマスに関する理解醸成を図る。
- ・ 南薩、大隅、離島の3回開催。

### (2) 企業マッチング及び導入支援

- ・ 地域の農業者（原料供給者）と畜産バイオマス事業に関心のある企業（プラント会社含む）等の掘り起こし及びマッチング、今後の県内におけるバイオガスプラントの導入に向けた支援を行う。
- ・ 実証事業計画を作成した自治体、JA、畜産農家等の関係機関でバイオガス事業実施に係る研究会等の設置。（事業実施母体設立案の作成など関係者の知見を深めるための研究会）
- ・ 畜産農家等のバイオガスプラント現地視察。

### (3) 実証事業実施に向けた支援の継続

- ・ 令和3年度に実証事業計画を作成した地域（東串良町、宇検村、徳之島町）に対して、導入に向けた継続的なサポートを行う。
- ・ 令和5年度に実証事業計画を作成した地域（鹿屋市、肝付町）に対して、導入に向けた継続的なサポートを行う。
- ・ 政策の変化や地域でのバイオガスプラントに対する意欲の変化に合わせて実証計画の再検討。
- ・ 隣接する自治体に対して広域連携の検討。

（主な項目）

- ・ モデル地域の事業スキーム等の検討
- ・ 地域のバイオマス原料の混合について調査

- ・ 地域の営農体系の調査
- ・ 消化液の利用等の検討  
(消化液利用のデータの収集及び作物別の施用方法の把握)
- ・ 発電及び発電以外のメタンガスの直接利用方法の検討 (水素製造の可能性の検討を含む)
- ・ 系統運用に係る検討
- ・ 設備導入・維持管理にかかるコスト・採算性の試算
- ・ 事業採算性向上の検討
- ・ 電気事業法等関連法規の整理及び法制約克服に係る検討
- ・ 設備導入等に活用可能な国の補助金等の整理
- ・ 企業マッチング
- ・ バイオガス事業実施に係る研究会等の設置
- ・ 実証事業計画作成の地域に対して広域連携の検討
- ・ 実証事業計画を作成した地域の計画更新  
(地域のバイオマス原料の混合, 系統運用, 設備導入・維持管理にかかるコスト・採算性, 地域の営農体系にあった原料の収集方法, 事業採算性向上の検証 等)

#### (4) (1)～(3)の業務全般に関する事項

本業務を受注後, (1)～(3)の業務全般に関する全体計画を作成し, 製本した上で委託者に速やかに提出する。

- ・ 業務報告書: 4部 (概要版を含む)
- ・ 電子媒体 (業務報告書の電子データをCD-Rに記録したもの): 1部

### 3 履行期限

令和7年3月12日(水)

### 4 協議打合せ

業務着手時及び実施中においては協議・打合せを行い, 協議事項について記録し, 相互に確認する。各業務を円滑に実施するため, 綿密な連絡をとり, 適宜, 協議打合せを行う。

### 5 受託者の義務

受託者は, 本業務の履行にあたり, 業務の目的・趣旨等を十分に理解した上で, 本仕様書及び関係法令, 規定等を遵守し, 最高の知識, 知見を発揮して業務を遂行しなければならない。

なお, 本仕様書に定めのない事項については, 県エネルギー対策課と協議し, 決定すること。

### 6 秘密の保持

委託業務の処理上, 知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

### 7 検査

受託者は, 成果品の引渡にあつては期限を遵守し, かつ本県の検査を受けなければならない。

なお, 検査において指示された場合は, 直ちに訂正しなければならない。また, 成果品の引渡し後において, 受託者の責任に帰すべき誤りが発見された場合は, 受託者の責任において所要の訂正又は修正を行わなければならない。

### 8 委託料の支払

受託者は, 本県の検査の合格の通知を受けた時は, 書面により請求するものとする。